

# シリーズ/ 取調べ「可視化」の「現在」

取調べの可視化実現大阪本部

## 可視化は大事! だけど可視化だけじゃない!

～注目してください! 法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」での重要な議論状況

### 1 201X年Y月Z日午後1時30分、 大阪地裁701号法廷-被告人の 宣誓手続?!

**裁判長** それでは、今から被告人の証人尋問を始めます。被告人は証言台のところへ来てください。

**被告人** はい。(証言台に進む)

**裁判長** では、そこにある宣誓書を手にとって、朗読してください。

**被告人** 宣誓、良心に従って真実を述べ、あることを隠したり、ないことを付け加えたりなど、決していたしません。以上の通り誓います。被告人甲野太郎。

**裁判長** 今、朗読した趣旨はわかりましたね。あなたは、被告人という当事者の立場ですが、包括的な黙秘権を放棄して、証人として立つことを選択し、今宣誓してもらったわけですから、あなたはこの法廷でウソをつくことは許されません。もし、宣誓の趣旨に反してウソの証言をすれば、偽証罪として処罰されることとなりますから、事実をありのままに述べるようにしてください。

**被告人** はい…。

### 2 「知らなかった」ではすまされない!

別に法律家の監修を経ているような二流法廷ミステリーを書こうとしているわけではありません。

これは数年後に我が国の法廷で起こりうる近未来シミュレーションです。

なぜ、数年後の我が国で起こりうるのか?  
その答えは、

#### ①「法制審議会・新時代の刑事司法制度特別部会・第2作業分科会」

という長たらしい名前前の会議体にあります。  
そこで議論されている

#### ②「供述調書への過度の依存を改め、より充実した公判審理を実現するための方策」

という大項目の中の、

#### ③「(3) 公判廷に顕出される証拠が真正なものであることを担保するための方策等」

という、これまた長たらしい中項目の中で挙げられている3つの論点の中の一つとして、

#### ④「被告人に証人適格を認め、被告人又は弁護人から請求があるときは被告人を証人として尋問するものとし、被告人が証人として行った偽証にも偽証罪(刑法第169条)が適用されるものとする。」

という内容が、議論されているのです。

それぞれ非常に長くてわかりにくい表現がなされているために、一瞬理解に苦しむかもしれません。要は、「被告

人を証人にして本当のことをしゃべらせよう」という話です。

単純に「そんな話は聞いていない」「いつの間にそんな重要な話を進めているのか」というわけには行きません。法務省のホームページで、配付資料とともに議事録がすべて公開されているからです。弁解がましくなりますが、「長たらしい」とした上記①～④の表現は、どれも公開資料の引用なのです。決して、私の日本語が冗長なわけはありません。

### 3 現在の議論状況

特別部会の現在までの議論状況を簡単にまとめておきましょう。

2011年6月に発足した法制審議会の「新時代の刑事司法制度特別部会」（以下、「特別部会」）は、1年半の議論を経て、2013年1月29日に「時代に即した新たな刑事司法制度の基本構想」なる中間とりまとめを発表しました。

その基本構想の目次をみれば、どのような点が論点とされているかがわかります。以下のとおりです。

#### 1 取調べへの過度の依存を改め、証拠収集手段を適正化・多様化するための方策

- (1) 取調べの録音・録画制度
- (2) 刑の減免制度、協議・合意制度及び刑事免責制度
- (3) 通信・会話傍受等
- (4) 被疑者・被告人の身柄拘束の在り方
- (5) 弁護人による援助の充実化

#### 2 供述調書への過度の依存を改め、より充実した公判審理を実現するための方策

- (1) 証拠開示制度
- (2) 犯罪被害者等及び証人を支援・保護するための方策の拡充
- (3) 公判廷に顕出される証拠が真正なものであることを担保するための方策等（司法の機能を妨害する行為への対処）

#### (4) 自白事件を簡易迅速に処理するための手続の在り方

捜査と公判は相互に関連するので、厳密とはいえませんが、要するに、1はおおむね捜査段階について、2はおおむね公判段階についての制度改革です。取調べの可視化（1の（1））だけでなく、司法取引（同（2））、盗聴（同（3））、人質司法（同（4））、被疑者国選の拡大（同（5））、証拠開示（2の（1））など盛りだくさんです。裁判員裁判の導入に勝るとも劣らない大改革となりうる内容なのです。

そして、現在、特別部会の下に、先の区別で言えば、おおむね捜査段階を扱う第1作業分科会、おおむね公判段階を扱う第2作業分科会が設けられ、上記の論点毎に、議論の叩き台が作られつつあります。その叩き台が、2013年6月には、特別部会に戻され、**今秋には法律の核となる「要綱案」にまとめられる可能性が高い**のです。その後、特別部会から法制審議会親会に上げられ、さらには法務大臣への答申、法案化、閣議決定を経て、**早ければ来年2014年の通常国会に上程される**予定です。

### 4 建設的な議論を!

今回の刑事司法制度改革は、取調べの可視化をはじめ、人質司法からの脱却、被疑者国選や証拠開示の拡大など積極的に推進すべき論点を含んでいます。**他方で、盗聴の拡大などの人権上深刻な問題や、冒頭に触れた被告人の証人適格（黙秘権の放棄）など、弁護士の間でも様々に議論が分かれそうな論点も含まれています。**是々非々で議論を進めていくべきでしょう。

今後、取調べの可視化実現大阪本部では、刑事弁護委員会をはじめとする関連委員会とも連携をとりつつ、会員の皆様に情報提供をしていく予定です。**無関心こそタブーです。是非注目をいただき、建設的な議論をお願いします。**

## —可視化申入れを行いましょ!—

皆さんが担当される刑事事件において、取調べの全過程を録音・録画するよう、申し入れを行っていますか？  
申入書の書式は、会員専用HPの【書式・資料】 - 【刑事】コーナーにアップしており、弁護人氏名、被疑者・被告人氏名等を記載するだけで提出可能ですので、ぜひ、積極的にご利用ください。